（鉛中毒予防規則の一部改正）

第七条　鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（局所排気装置等の定期自主検査）	（局所排気装置等の定期自主検査）
第三十五条　（略）	**第三十五条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。	（新設）
（記録）	（記録）
第三十六条　（略）	**第三十六条**　（略）
２　前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「前条第二項又は第三項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第二項又は第三項」と読み替えるものとする。	（新設）
（補修）	（補修）
第三十八条　（略）	**第三十八条**　（略）
２　個人事業者は、第三十五条第四項において準用する同条第二項又は第三項の自主検査を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修するものとする。	（新設）

（四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正）

第八条　四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別の教育）	（特別の教育）
第二十一条　（略）	**第二十一条**　（略）
２　法第四十二条第三項の作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。	（新設）
３　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、前二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。	２　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第九条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定期自主検査）	（定期自主検査）
第三十条　（略）	**第三十条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。	（新設）
第三十一条　（略）	**第三十一条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。	（新設）